| 頁 | 新 | 旧 | 修正内容及び理由資料３－１ |
| --- | --- | --- | --- |
| ４８ | （１）　応急措置の考え方「特定空家等」に対する行政代執行は、空家法及び行政代執行法に基づく一定の手続を要するため、緊急時の対応は困難です。倒壊等の危険性が非常に切迫している場合など、人の生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼす等の危険な状態が切迫していると認めるときは、その危険な状態を回避するため、必要最小限度の措置（応急措置）を講ずることを検討します。なお、応急措置は、その方法によることでしか解決が困難である場合のみ認められるものであり、消防署等の関係機関等による緊急措置などその他の方法により、危険回避が可能な場合には行わないものとします。このほかに、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合には、災害対策基本法第 62 条第１項の規定に基づき、消防、水防、救助その他災害の発生を防禦し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置を実施することとなるとともに、同法第 64 条第２項の規定に基づき、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、応急措置の実施の支障となるものの除去等の必要な措置をとることができることとされております。 | （１）　応急措置の考え方「特定空家等」に対する行政代執行は、空家法及び行政代執行法に基づく一定の手続を要するため、緊急時の対応は困難です。倒壊等の危険性が非常に切迫している場合など、人の生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼす等の危険な状態が切迫していると認めるときは、その危険な状態を回避するため、必要最小限度の措置（応急措置）を講ずることを検討します。なお、応急措置は、その方法によることでしか解決が困難である場合のみ認められるものであり、消防署等の関係機関等による緊急措置などその他の方法により、危険回避が可能な場合には行わないものとします。また、災害対策基本法において災害が発生しようとしている又はすでに発生している場合に、その災害を防ぎもしくは災害の拡大を防ぐために必要な応急措置を行うことができます。その際、緊急の必要性があると認められる場合は、応急措置の実施に支障となるものについての除却ができることとされています。 | 災害発生の時系列及び応急措置の実施について整理するため、下線部分を修正。 |